

経営安定関連(セーフティネット)保証4号

災害その他の突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の制度です。

資格要件	北海道内に事業所を有し、北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者 <u>※経営安定関連(セーフティネット)保証4号の認定を受けた中小企業・小規模事業者</u>
保証限度額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証 2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 2,000万円以内
資金用途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	定めなし
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	年 0.60%~0.88%
責任共有	責任共有対象外(100%保証)

認定書の様式例

認定の手続きは市区町村が窓口となります。

認定基準

- 道内で1年以上継続して事業を行っていること。
- 北海道胆振東部地震の発生に起因して、災害の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

様式第4号
中小企業融資保証法第4号の認定による認定申請書

平成 年 月 日

(住所氏名又は特別区長) 殿

申請者
姓 名
姓 名 (経営及び代表者の氏名) 印

記述〇〇〇(注1)の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業融資保証法第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

印

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1カ月間の売上高等 額 円、千円単位
減上率
円 × 100
A 災害発生前直前の1カ月間の売上高等 円
B Aの期間に認定する前年1カ月間の売上高等 円
(ロ) 最近3カ月間の売上高等の算出平均 額 円、千円単位
減上率(平均) 円、千円単位
円 × 100
C Aの期間中の平均の算出売上高等 円
D Cの期間に認定する前年の1カ月間の売上高等 円
3 売上高等が減少し、又は減少する上見込まれる理由

(注1)〇〇〇とは、「災害その他の突発的事由に起因して」を記入する。
(注2)イ及びロは、0%未満の売上高等の場合、0%未満とするものとする。

【留意事項】
① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
② 申請書及び認定書は申請者から認定を受ける際、申請書の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に提出して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。